資料２

生ごみ堆肥化機器購入補助制度の見直しについて

１．補助制度の概要について

＜目的＞

・一般家庭ごみの減量化・リサイクル推進の一環として、家庭から排出される生ごみを自らが堆肥化し、家庭園芸等の肥料として利用することにより、ごみの減量化を図るとともに資源のリサイクル意識の高揚を図る

＜内容＞

・町内に居住する方が家庭用生ごみ処理機または生ごみ堆肥化容器を購入した場合に費用の一部を補助

・補助金額は購入予定価格（税込）の80％で上限50,000円

＜実績＞

R7　14件（処理機8、容器6）　R6　26件（処理機20、容器6）　R5　30件（処理機26、容器4）

R4　15件（処理機6、容器9）　R3　24件（処理機8、容器16）　R2　10件（処理機8、容器2）

２．制度見直し内容について

補助金額の上限及び割合の見直し

【現行】

購入予定価格（税込）の
80％で上限50,000円

▶

【変更後】　令和9年度から（予定）

購入予定価格（税込）の
50％で上限30,000円

※限られた予算の中で、より多くの住民に補助を行うため上限を30,000円とする

３．制度見直しの理由などについて

・近年は、早期の段階（7～8月頃）に予算の上限に達し、当該年度の募集を終了している状況である

・年間10件程度の導入実績では、ごみ減量施策として費用対効果が見えにくい

・府内の助成金制度のある自治体の中で、突出して手厚い補助内容となっている

・限られた予算で効果的な施策を実施していくため、補助金額を見直し継続的な制度維持に努める

４．（参考）府内での導入実績について

補助制度		助成率	上限	自治体数	自治体名
なし	２４	―	―	―	豊中、箕面　他
あり	１９	４／５	50,000	1	本町
		２／３	40,000	2	泉大津、和泉
		１／２	30,000	2	泉佐野、岬
		１／２	20,000	12	茨木、島本　他
		１／２	10,000	2	池田、大東

※なお、本町以外の国崎CC構成市町での実績はなし（川西市、猪名川町、豊能町）